

京都労働局登録省令公示第5号

登録教習機関の登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第14条、第61条第1項又は第75条第3項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録したので、労働安全衛生法第112条の2第2項第1号及び「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	株式会社PCT
登録教習機関の住所	東京都千代田区丸の内1丁目8番3号
代表者職氏名	代表取締役社長 足立 真哉
技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	株式会社PCT 京都教習所 京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字岸畑22
行うことができる技能講習	別紙のとおり
登録年月日	令和7年2月3日
登録の有効期間の満了日	令和12年2月2日
登録番号	京第16号

令和7年2月3日

京都労働局



(五)

別 紙

1 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（次号に掲げるものを除く。）

【化学物質関係作業主任者技能講習規定における「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習を除く。）】

2 講習科目を令第六条第十八号の作業のうち、金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業に係るものに限定した特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習

【化学物質関係作業主任者技能講習規程における「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」】

3 有機溶剤作業主任者技能講習

4 石綿作業主任者技能講習